

令和3年度 第2回昭島市障害者自立支援推進協議会

議 事 要 旨

1 開催日時

令和4年3月24日(木) 午後6時30分～午後8時00分

2 開催場所

昭島市役所1階 市民ホール

3 出席者

(委員)

長瀬委員、五藤委員、松本委員、田中委員、三原委員、西川委員、高崎委員、宮本委員

(欠席)

縄岡委員、横森委員、倉下委員、清水委員

(昭島市障害者地域支援協議会)

渡辺副委員長、太田副委員長

(事務局)

青柳保健福祉部長、鈴木障害福祉課長、川島障害福祉係長、桑田障害者支援担当係長

4 議事次第

1 開会

2 挨拶

3 議題

(1) 障害者地域支援協議会及び障害者差別解消支援地域協議会の実施状況について

【資料1】

(2) 精神障害者訪問支援事業について

【資料2】

(3) 令和4年度自立支援推進協議会等の運営について

【資料3】

4 その他

1 開会～挨拶(省略)

2 議題

(1) 障害者地域支援協議会及び障害者差別解消支援地域協議会の実施状況について

地域支援協議会委員より、資料1に基づき説明。

長瀬委員長

基幹相談支援センターと地域生活支援拠点について、事務局からも説明を。

事務局

今年度1年間かけ、地域支援協議会において大神町の市有地を活用することについて議論を進めてきたが、水害対策等の支援も必要ではないかと

いうご意見をいただいた。時期としては、令和7年度以降の整備ということになる。

地域支援協議会
・渡辺副委員長

令和7年度では、かなりゆっくりという印象。水害対策だけでなく、重度の障害のある方も利用できるよう、面的整備として大神町以外の場所でも利用できる施設づくりを進めてほしいと伝えている。また、基幹相談支援センターも令和7年度以降ということであり、もう少し早くできないかと話をした。

長瀬委員長

基幹相談支援センターは地域生活支援拠点の中に作るのか、それとも別の場所に作るのか。

事務局

基幹相談支援センターは市の中心地で考えている。大神町では離れているため、大神町に基幹相談支援センターを作るわけではない。相談支援部会からも案の出ている保健福祉センター・あいぽっくで検討している。

また、障害者プランにおける地域生活拠点の整備について、基本的な考え方としては令和5年度中に基幹相談支援センターを含め具体的な整備の方向性を決定することとなっている。あいぽっくの活用についても、あいぽっくの大規模改修工事の予定も踏まえて検討していきたい。

長瀬委員長
事務局

あいぽっくの改修工事はいつ実施するのか。

令和7年度から工事着手の予定。

長瀬委員長

暫定的に別の場所で作れないか。そうすることにより、早めにはできないか。

事務局

あいぽっくの改修について、現時点では令和7年度から3年程度の予定。建て替えではなく、外壁や屋上防水改修。今後、詳細を詰めるが、一定期間はあいぽっくの中に入っている事務所を含め、どうしても一時的に移転しなければいけない状況にあるが、現時点ではスケジュールを示すことが難しい。

西川委員

改修工事で空調設備の改修も行う場合、1つの部屋だけ改修するのではなく、全部ダクトで繋がっていることにより、大きなシステムになっているため、全館の工事が終了するまでは1部屋も使えないのでは。

事務局

令和4年度、改修工事に向けた基本設計を予定している。基本設計を行う中で、具体的に何年間で工事を実施する必要があるのか決まる。このため、現時点では2年から3年程度の工事期間が必要になると見込んでいる。詳細に工事内容や工事期間が決まった際には、関係者の方々には情報提供していきたい。

西川委員

市民交流センターの建て替え予定があるが、一般利用の前に、あいぽっく内の一部分でも移転するというアイデアもある。

地域支援協議会
・渡辺副委員長

地域生活支援拠点も基幹相談支援センターも、これまで6年位議論をしている。国分寺市の方に聞くと、都内では基幹相談支援センターの連絡会が設けられているが、昭島市はまだ入っておらず、遅れている状況。

西川委員
事務局

昭島市以外で入っていない自治体は、いくつ位あるのか。

現在、基幹相談支援センターを設置しているのは26市の中で半数程度。基幹相談支援センターを設置していない自治体は、連絡会に入っていない。

長瀬委員長
事務局

昭島市近隣では、どこか。

近隣では、立川市や八王子市が入っていない。

(2) 精神障害者訪問支援事業について

事務局より、資料2に基づき説明

田中委員

事務局に確認したい。この事業については障害者プランに予定がないが、どのような経緯で実施に至ったのか教えてもらいたい。

- 事務局** 障害者プランにはないが、以前から精神障害者のアウトリーチが必要というご意見があり、市内の病院と相談し進めてきた。今回は高月病院への委託という形で話が進み、相談支援事業の強化として、治療中断されている方や生活に困っている方も含め訪問支援を行う。障害者プランの中では、相談支援事業に該当する。
- 田中委員** 委託契約は1年間となっているが、1年限りの事業なのか。
- 事務局** 単年度1年間の契約だが、更新・継続して行っていく。予算は年間50万円。
- 田中委員** 昭島市が他市に先行して実施するのであれば、良いこと。他市の実施状況を教えてほしい。
- 事務局** 東京都や特別区保健所では実施しているが、市町村レベルではあまり聞いたことがない。
- 高崎委員** 今回の支援対象者は精神疾患を疑われている方で、まだ医療機関を受診していない、自身が精神疾患なのかどうかも分からない方であると思う。対象者が悩んでいる際、まずどこに相談をすればいいのか。また、市民がこの支援事業をどのように知ることができるのか。
- 事務局** 市保健福祉部生活福祉課、障害福祉課、健康課、福祉総務課の保健師が関わりをもっており、社会的に困難を来している、通院できない方を対象としている。障害福祉課が窓口となり、庁内で調整・連携しながら行う。今回、一般の方向けというよりは、既に保健福祉部内で関わりのある方向けになるが、将来的には対象者も検討したい。
- 西川委員** 市の委託先相談支援事業所との関係は。現在、3つある委託事業所はこの事業の相談先にはならないのか。
- 事務局** 治療中断や精神的な疾患により社会的な困難性を来している方を対象としており、本来は保健所の管轄かもしれないが、まず、市の窓口で受け付ける形。
- 長瀬委員長** 委託の相談支援事業所と連携することはできないか。案内することはできるのでは。
- 事務局** 連携することはできる。地域包括支援センターもあるため、そこからの情報提供でも受付できる。
- 西川委員** 本日、資料を配付した。自治体によっては、医療中断者だけでなく、引きこもりの方を対象にしていることもある。
- 宮本委員** 例えば保育園や幼稚園に通っている児童で発達障害等の障害をもっており、周囲と馴染めない状況があっても、親がそれを認めないケースがあると思う。そのような場合、近所の人たちが相談したとしても、市ではどこまで踏み込めるのか。やはり、育てている親が認めない限り、そのままになってしまうのか。
- 長瀬委員長** 親権があるため、かなり難しい。虐待のケースでも同様。周りが発見した場合でも、親には言わなければいけない。親がいないのであれば、影響のある人に伝えた後、親に伝えるという形。虐待の場合、歯科医は歯を磨いていない状況を発見すると通報できる。医療機関を受診しないと難しい部分がある。
- 西川委員** 資料2の中に、「医療サービス・福祉サービスの利用支援」と記載されているが、医療サービスを伴って福祉サービスに繋がるケースと、医療サービスを受けずに相談等の福祉サービスのみで解決するケースがあると思う。本日、「ふくしま心のケアセンターについて」の資料を配付した。この事業は福島県だけでなく、岩手・宮城・福島3県で16ヶ所設置されており、東日本大震災被災者の心のケアを行っている。臨床心理士や精神保健福祉士でチームを組んでいる。そこで相談を受ければ、医療に繋がらないこともある。このような体制を昭島市でも考えてもらいたい。昭島市の

- 相談支援事業所の中にそのような機能を入れる等、問題提起した。
- 長瀬委員長** 西川委員の言われたとおりであると思う。医療ではなく、相談支援センター等での相談により解決する事例もある。この事業についても拡充を図ってもらいたい。
- 事務局** 訪問した際、心理的フォロー等の福祉サービスにより医療にかからないケースもある。その際には、臨床心理士等の資格を持った方が必要になるため、今後、検討していきたい。
- 西川委員** 委員長からも事務局からも、期待したお答えをいただいた。
また、ケース・カンファレンスの際には必ず当事者を同席させてもらいたい。総括的な話になるが、障害者プランにおいて精神障害者地域包括ケアシステムをやっていくとある。それとコミットしていかないといけない。
- 事務局** この事業を行いながら、地域包括ケアシステムにも繋がる仕組みを作っていきたい。
- 長瀬委員長** 自立支援推進協議会自体が地域包括ケアシステムのネットワークになっている。地域支援協議会も同様。これを広げていくことが大事。基幹相談支援センターも早く作ってもらえると、より進んでいくと感じる。

(3) 令和4年度自立支援推進協議会等の運営について

事務局より、資料3に基づき説明
質疑なし

3 その他

- 西川委員** 地域支援協議会について。専門部会の相談支援部会の方々は、相談支援事業の現場で働いている方々であり、現場で起こったことを協議することは得意だが、制度改革や新しい企画を出すことは不得手。学校でいえば現場の教師であり、制度改革は教育委員会が行うもの。このため、相談支援部会に任せるのではなく、小委員会やプロジェクトチームを立ち上げないと地域生活支援拠点等も進まない。
- 長瀬委員長** 市と相談をしたい。
- 西川委員** 相談支援事業の中立性について。自立支援推進協議会は相談支援事業の中立・公平性を確保するため、事業の運営について評価し市長に意見を述べるができる、となっている。市が委託している3ヶ所の相談支援事業所を正式に調査してほしい。1事業所について、具体的な内容がある。
- 事務局** 現在、対象の事業所に事実内容を確認中。
- 西川委員** いつまでに確認調査が終了するのか。また、他の2ヶ所の事業所にも調査を行い、報告してほしい。
- 事務局** 期間を示すことは難しい。調査を行った結果、必要に応じて事業所に指導することもあるが、現在は確認中の段階。
- 西川委員** 他の市町村の事例も確認し、進めてほしい。これが相談支援事業の改善に繋がる。人間を処罰してほしいのではなく、改革・解決が目的。それにより、課題となっている基幹相談支援センターの整備にも繋がると思う。
- 長瀬委員長** こちらでは具体的に把握していないが、市は把握していると思う。市にはきちんと対応してもらいたい。
- 事務局** 具体的な事例について相談されているところであり、市の委託実施状況について確認する。状況によっては改善を求める可能性もあり、重大な部分で影響が生じるのであれば、委託契約自体について考える可能性もあるかもしれない。市としては必要な手立てを講じていきたいが、事業所から

の回答を待たなければならず、期限は設けないものの、いたずらに時間を
要さずに対応したい。

(閉会)